

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付について

標記について、物価高騰の影響を受ける、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第19項に規定する相談支援の事業を行う事業所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同条第6項に規定する障害児相談支援の事業を行う事業所及び同法第42条に規定する障害児入所施設（以下これらを「施設等」という。）を運営する者が、可能な限り、入所者又は利用者の負担を増やすことなく、円滑に施設等の運営ができるよう、令和7年度の物価高騰分について、予算の範囲内で支援金を交付します。

各事業者におかれましては、「岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱」（以下「要綱」という。）をご確認のうえ、対象事業者に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 支援金の概要

(1) 対象事業者について

令和7年12月1日時点で、県内に所在する施設等において、下記表に定めるサービスを提供していること。

※令和7年12月1日から令和8年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）をする施設等は除く。

<表>

分類	対象となるサービス
(1)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 ※同一の事業所で介護サービスを提供している場合を除く。 ※共生型サービスを除く。
(2)	就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
(3)	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援 ※同一の事業所において、一体的に複数のサービスを提供している場合は、主たる1事業所分を対象とする。
(4)	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む）、短期入所（空床利用型を除く）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

	<p>※共生型サービスを除く。</p> <p>※障害者支援施設の日中活動サービスを除く。</p> <p>※障害児入所施設と同一敷地内において、主に入所利用者を対象に障害児通所支援事業を実施する場合を除く。</p> <p>※児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供している多機能型事業所については、サービスごとにそれぞれ異なる区画又は部屋で当該サービスを提供しているときは、当該サービスごとに対象とする。</p>
(5)	<p>施設入所支援、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>※岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金の交付を受ける施設及び事業所を除く。</p>

(2) 支援金額の計算について

①上記表(1)～(3)に該当するサービスを提供する施設等

91,000円

※同一の事業所において、一体的に複数サービスを提供している場合は、主たる1事業所分を対象とします。

②上記表(4)に該当するサービスを提供する事業所

181,000円(光熱費、燃料費) + 63,000円(食材料費)(注)

(注)食材料費分については、下記要件のいずれかを満たす場合のみ申請可能

- ・食事提供体制加算を算定していること
- ・食事提供体制加算を算定していないが、食事提供をしていること
(出前の方式や市販の弁当を購入して利用者に提供する方式を除く)

③上記表(5)に該当するサービスを提供する事業所

令和7年12月1日時点の利用定員によって、下記のとおりになります。

- ・定員20人未満 : 276,000円
- ・定員20人以上40人未満 : 828,000円
- ・定員40人以上60人未満 : 1,380,000円
- ・定員60人以上80人未満 : 1,932,000円
- ・定員80人以上100人未満 : 2,484,000円
- ・定員120人以上140人未満 : 3,588,000円
- ・定員180人以上200人未満 : 5,244,000円
- ・定員200人以上220人未満 : 5,796,000円

※令和7年5月1日以降の新規指定事業所については、サービス実績がない期間に係る金額を減額します。

2 申請期間について

令和8年1月5日(月)から令和8年2月2日(月)まで

3 申請方法

申請は、原則オンライン申請フォームにより行ってください。

ただし、やむを得ず、電子申請による申請が困難な場合に限り、郵送で申請を行ってください。なお、郵送の場合、個別対応させていただきますので、お問い合わせ先にご連絡ください。

申請にあたっては、法人ごとに、岐阜県内に所在する対象となる施設等を全て取りまとめ、一括して申請してください。

4 申請書類

(1) オンライン申請フォームで申請する場合

- ①様式1及び2
- ②通帳の写し

◆オンライン申請フォームは、岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金ポータルサイトから移動してください。

<岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金ポータルサイト URL>

<https://jimukyoku-site.jp/gifu/bukkakoutoutaisakushien/shougaihukushi>

なお、交付要綱や①の様式につきましては、ポータルサイトに掲載しています。

(2) 郵送で申請する場合

個別対応させていただきますので、お問い合わせ先にご連絡ください。

5 問い合わせ先

支援金の内容についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

名 称：岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金コールセンター
電話番号：050-1750-8905
対応期間：令和8年2月13日（金）まで
 （土日祝日は休業となります。）
受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3490		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		